

【クラス分け表】

<p>T51</p>	<p>両手に重度の障がいがあり、以下の動作のみ可能なもの 1)肩関節を動かす、2)肘関節を曲げる、3)手関節を手の甲側に持ち上げる。(C5/6 頸髄損傷レベル) 自力で座位を保つことが出来ないため、車椅子上では膝上にあごを乗せるものが多い。車椅子を駆動する際は、小さなハンドリムを使用し、後方から引き上げるように駆動するものが多い。ハンドリムを握ることは出来ない。</p>
<p>T52</p>	<p>肩関節、肘関節、手関節の機能は、正常もしくはほぼ正常である。 指の曲げ伸ばしに制限がある。自力で座位を保つことが出来ない。(C7/8 頸髄損傷レベル)。</p>
<p>T53/T54</p>	<p>T53 両手の機能は、正常もしくはほぼ正常である。 腹筋と下部背筋の機能がないため、自力で座位を保つことが出来ない(T1~T7 脊髄損傷レベル)。</p> <p>T54 以下のいずれかに該当するもの 1)両手の機能が正常で、体幹の機能が部分的から正常に機能するもの。(T8~S4 脊髄損傷レベル) 2)足の最小の障害基準(MDC)に定められた障害が少なくとも1つ以上あるもの。</p>

(※)詳しいことは、日本パラ陸上競技連盟ホームページをご参照ください。

<http://jaafd.org/>